

豊川市監査公表第25号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年10月22日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	鈴木 篤 男
同	富 田 潤

別紙

定期監査（学校）の結果に関する報告

1 監査の対象

(1) 対象施設

御津北部小学校、御津南部小学校、小坂井中学校

(2) 所管部署

教育委員会教育庶務課、学校教育課、学校給食課

2 監査の範囲

平成29年4月1日～平成30年8月21日

3 監査の実施期間

平成30年6月22日～平成30年8月21日

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 一般項目

- ア 予算執行状況について
- イ 収入未済の取扱事務について
- ウ 受託事業に関する事務について
- エ 備品等の管理に関する事務について
- オ 公金の取扱事務について
- カ 庶務その他事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【御津北部小学校】

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

- (ア) 受託事業に関する事務において、市に準じた見積徴収をせずに、立替払いによる支払いが行われていたため、適正な事務に改善されたい。
- (イ) パソコンの廃棄において、豊川市物品管理規則に定める物品の不用の決定手続きに基づく廃棄が行われていなかったため、適正な手続きに改善されたい。
- (ウ) フロン排出抑制法に基づく業務用冷凍空調機器（牛乳保冷庫）の管理において、管理者への報告が行われていなかったため、適正な事務に改善されたい。

(3) 意見

学校の運営について、定められた規程等を遵守し、適切な学校運営に努められたい。

【御津南部小学校】

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

(ア) 受託事業に関する事務において、インターネット注文により物品の購入が行われていたが、豊川市契約規則等に基づく適正な事務に改善されたい。

(イ) フロン排出抑制法に基づく業務用冷凍空調機器（牛乳保冷庫）の管理において、管理者への報告が行われていなかったため、適正な事務に改善されたい。

(3) 意見

学校の運営について、定められた規程等を遵守し、適切な学校運営に努められたい。

【小坂井中学校】

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

(ア) 楽器の廃棄において、豊川市物品管理規則に定める物品の不用の決定手続きに基づく廃棄確認が不十分であったため、改善されたい。

(イ) フロン排出抑制法に基づく業務用冷凍空調機器（牛乳保冷庫）の管理において、管理者への報告が行われていなかったため、適正な事務に改善されたい。

(3) 意見

学校の運営について、定められた規程等を遵守し、適切な学校運営に努められたい。

【教育委員会教育庶務課、学校教育課、学校給食課】

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

(ア) 豊川市立小中学校毒物及び劇物管理要項において、保管室に関する定めがなかったため、要項を見直し、適正な管理に改善されたい。

(イ) フロン排出抑制法に基づく業務用冷凍空調機器（牛乳保冷库）の管理において、管理者への報告が行われていなかったため、適正な事務に改善されるとともに、他校にも周知されたい。

(3) 意見

市内の小中学校において、規則及び規程等に基づく事務処理が行われるように努められたい。